

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第一部 労働者状態

III 労働者の生活

8 標準生計費

人事院の標準生計費

これは国家公務員の労働基本権制限の代償として人事院の給与改定勧告を作成するうえでの参考資料として算出されているものである。しかし、公共企業体などの労働組合に組織されている労働者をはじめ、多くの組織労働者および最低賃金法の適用をうける未組織労働者の賃金決定にも影響を与える性格をもっている。一九八四年四月の世帯人員別生計費は、全国の四人世帯で二万一〇五〇円となる(第47表)。

厚生省の生活保護基準

生活保護法の適用をうける場合、その基準となる生計費を生活保護基準といい、この生活保護基準を下回るものにたいして所得補充がおこなわれることになっている。東京など大都市(一級地)の生活保護標準世帯(三五歳男、三〇歳女、九歳男、四歳女の計四人)にたいする一九八四年度の生活扶助額は月額一五万二九六〇円、これに教育扶助一六六〇円、住宅扶助九〇〇〇円が加算され、さらに、学校給食費、通学交通費などの実費が支給され、社会保険料、通勤費などが控除される(第48表)。

【参考資料】(1)総務庁統計局「消費者物価指数」、同「家計調査報告書」、(2)経済企画庁「国民生活白書」、(3)国民春闘共闘会議「第一回家計調査の結果」「統計調査月報」八五年六月号、(4)全労協『「中流意識」下のゆとりなき生活』八五年二月、(5)労働大臣官房政策調査部編「中高年ホワイトカラーの意識」大蔵省印刷局、八五年七月、(6)同盟「労働時間短縮に関する組合員の妻の意識調査結果報告書」八四年二月、(7)内閣総理大臣官房広報室「物価上昇感に関する世論調査」八四年一二月実施。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)